

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(五)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought in the American revolution (5)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.3/4 (1998. 7) ,p.81(441)- 104(464)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980700-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980700-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# アメリカ革命とジョン・ロック

—アメリカ革命政治思想史研究の一視角(五)—

大森 雄太郎

## 第三章 茶法からレキシントンへ、一七七三年

一七七五年

(一)

一七七三年五月に茶法が制定されたことによつて、本国・植民地間の抗争は、今回はもはや後戻りの許されない決定的な第三幕に入ることになる。この幕は、一七七年秋の第一回大陸会議において頂点を迎え、翌年四月のレキシントン・コンコードにおける武力衝突を起点に始まる、いわゆる独立戦争へとつながることになるのである。茶法はもともと、反抗的な植民地に対して本国の威信を示すためでも、また税収を得るためにもなく、單に東印度会社を経営的危機から救い出すために、ノー

ス政権によつて策案されたものであつた。植民地人は、タウンゼント諸関税のうち唯一残存していた茶税に対し、あまり抵抗感を持つていなかつたし、多くの場合は、植民地商人によつて密輸入された安価な茶を消費していた。茶法はこの点に着眼し、茶の価格を、茶税を上乗せしても密輸茶よりも低くなるように設定して、合法的な茶の販売を促進し、かつその独占販売権を東印度会社に与えることによつて、同社に利益をもたらそうとするものであつた。しかしながら、多くの植民地人にとって、関税を含む茶の販売促進と同時に、東印度会社による茶の独占販売は、植民地の自治権に対する侵害に他ならず、このことが抵抗運動のラディカルな分子に、新たなモメンタムを与えることになつた。しかも、茶の密輸で利益をあげていた植民地商人たちは、一七七〇年にタウ

ンゼント諸関税のほとんどが廃止された際に、抵抗運動の前線から退いていたのであるが、茶法が彼らの利害を直撃するものであつたため、再び抵抗運動の表舞台に姿を現すことになった。

サミュエル・アダムズの提唱によつて組織されたインター・コロニアルな通信連絡委員会が、全植民地的抵抗戦線を形成するに際して、有効な装置であることを証明した。植民地における茶の受託販売人たちは、十年前の印紙請負人と同様に、民衆的威嚇運動によつて、受託者としての地位を放棄するようになされた。一七七三年冬には、植民地の四大貿易港に茶の第一陣が到着したが、これらはみな植民地側の抗議運動によつて、通関のための陸揚げを阻止されてしまった。とりわけ、ハチンソン総督が陸揚げを強行しようとしたボストンにおいては緊張が高まり、ついに同年十二月十六日に、ラディカルなボストン人が停泊中の茶船から茶を港に投棄するという事件が起こった。いわゆる「ボストン茶会事件」である。これによつて、イギリス本国側の植民地に対する姿勢が決定的に硬化した。チャタムやロックキンガムのような、植民地の抗議に同情的な政治家たちでさえ、ボストンの行動を非難せざるを得なかつた。

反抗的なマサチューセッツ植民地を「懲罰」し、他の植民地にも警告を与える目的で、本国議会は、一七七四年三月から五月にかけて、植民地においては「強圧的諸法」として知られる一連の議会制定法を、ほぼ満場一致で通過させた。ボストン港湾法は、ボストンが東インド会社の損失を弁償するまで同港を閉鎖して、ボストンのあらゆる貿易を不可能にした。マサチューセッツ政府法は、評議会員と最高裁判事の任命権を国王に移譲させることによつて、マサチューセッツの特許状を事実上無効化した。最後に司法行政法によつて、マサチューセッツにおける国王官吏は、同植民地の法廷による裁判を逃れることができるようになつた。そしてこれらの政策を補完するために、全植民地のイギリス正規軍の最高指揮官であつたトマス・ゲイジ将軍が、ハチンソンに替わつてマサチューセッツ総督に任命された。

これらの諸法はボストンを標的にしたものであつた。そして植民地の多くの著作者たちも、ボストンのラディカルな分子が東インド会社の財産権を侵害したことそのものについては、ボストンを非難している。しかし、他の植民地はボストンの窮境を他人事とは見なさず、全植民地の抗議のためにボストンが殉じていると考えた。し

かも、この様な植民地人のセンティメンツを全く理解しなかつた本国議会は、植民地側から見れば「強圧的諸法」の一部と感じられるクエベック法をも成立させた。同法は、カナダにおいて代議会なしの中央集権的政府を樹立し、カトリック教会の信仰の自由を認め、更に悪いことには、その様なものとしてのカナダの南境界線をハイオ河まで南下・延長させるものであった。多くの植民地人にとって同法は、カトリック教会 ("popery") を伴つた専制的統治形態を植民地に導入しようとする、重大な企図に他ならなかつた。更に本国議会は、一七六五年の軍隊宿営法を修正して、同法を全植民地に適用可能なものにしようとした。本国によるこれら一連の政策は、植民地を刺激し、今や通信連絡委員会という抵抗運動の強力なシステムを持つ植民地をして、抵抗の統一戦線を形成せしめるに至つた。但し、この様な状況の中でボストンが、本国との通商の即時停止を主張して、他の植民地の同調を呼びかけたが、この主張はあまりにもラディカルであつて、幅広い支持を得ることはできなかつた。かわりに、全植民地的規模で対本国政策を協議するための、インター・コロニアルな会議を開催しようとの案が優勢をしめることとなつた。

第一回大陸会議は、ジョセフ・ワーレンやサミュエル・アダムズといったボストンのラディカルな分子によつて起草され、大陸会議に導入されたサフォーク決議を承認した。この文書は「強圧的諸法」に対する不服従を主張し、武力抵抗をも辞さないものであつた。次に大陸会議は、依然として保守的であつたペンシルヴェニア植民地議会のリーダーのジョセフ・ギャロウェイによる対本国和解案を、あまりにも妥協的として斥けた。第一回大陸会議の決定した抵抗策は、不輸入・不輸出・非消費という波状攻撃的な通商ボイコットを促進するための「大陸連盟」の形成であつた。しかも大陸会議は、このボイコット運動を効果的ならしめるために、各地方委員会に通商活動を監視する権限を与えた。ちなみにこれはロイヤリストの商人たちにとつては、憲法的根拠を持たない権力による、個人の私的経済活動に対するきわめて危険な権利の侵害に他ならないものであつた。更に大陸会議は「権利の宣言」を発して、本国議会に対して、植民地におけるあらゆる立法権力を理論的には否認した（但し、便宜的には、外的規制に関する権力を、通商上の利点から本国議会に自主的に譲渡するとして、外的規制の権力の帰属問題を回避しようとした）。なお、この

宣言は、イギリス的権利と特權の概念と同時に、自然権論に基づく権利の主張をも含むものであった。

この様にして、一七七四年秋には、大陸会議を中心権力装置として、全植民地的な、いわば「ナショナル・ポリティックス」の原型が姿を現しつつあつた。もちろん、植民地の内的不一致は軽視されてはならない。個別植民地間には常にセクショナリズムが存在したし、とりわけ植民地の境界をめぐる対立によって、いくつかの植民地間には根深い相互不信が進行していた。抵抗の拠点たる東海岸諸都市の内部においても、富裕な商人たちと大衆的でラディカルな活動分子が常に共同歩調をとつた訳ではない。商人たちは民衆運動の行き過ぎを常に恐れていった。更に、いくつかの植民地においては、西部フロンティアと東海岸の間で地域的な利害の対立が存在した。にもかかわらず大陸会議は、個別植民地を誘導して、本国に対する共同戦線に結集せしめるという困難な課題を、驚異的な能力をもつて遂行したのである。

他方、本国議会にとつてもノース政権にとつても、大陸会議の主張や抗議の方策はどうてい受け入れがたいものであり、両者とも、チャタムと議会における彼の少数民族が提起した和解案を拒絶した。しかもそのチャタム

でさえも、植民地に対する本国議会の課税権を疑問視はしたもの、立法権そのものについては譲歩するつもりはなかつた。更に、植民地の権利という政治原則よりは常に商業的利益を優先してきた本国商人たちは、ヨーロッパに市場を一層拡大しつつあり、植民地の通商ボイコットにもかかわらず、政権に圧力をかける企図を持たなかつた。大西洋をはさんで両側の世論はますます硬化しつつあつた。両者の妥協の可能性は、一七七四年初頭にはすでに稀薄になつていたが、その後はますます絶望的になりつつあつた。

一七七五年初頭に、マサチューセッツ植民地会議 (provincial congress) が武力衝突に備え始めた頃、当然のことながら本国議会は、同植民地が反乱状態にあり、と宣言した。そして同年四月、植民地相ダートマス卿は、本国の対植民地政策を完遂し、一層ラディカルになりつつあつた植民地の抵抗運動を抑止するために、マサチューセッツ総督ゲイジに対して武力行使の権限を付与した。こうして現実の武力闘争が、一七七五年四月十九日に、レキシントンとコンコードにおいて開始されることになるのである。

さて次に、抵抗のレトリックに眼を転じて見よう。こ

の時期においても、本国政府筋や植民地ロイヤリストの著作者たちが、「実質的代表」理論を提起し続けたのに対して、「同意なれば課税なし」が、一七七四年のベンジャミン・フランクリンの表現を用いるならば、「アメリカの原則」であり続けた。<sup>(1)</sup>しかしながら、大陸会議の「権利の宣言」が示しているように、植民地人にとって同意に基づくべき権力は、今や単に課税権のみならず、個別の「立法権」であることが次第に明らかになりつつあった。「強圧的諸法」は、ボストン人のみならず多くの植民地人をして、本国議会が宣言法の「あらゆる場合において」という表現をもつて意味した主張を、再認識せしめた。これに対しても彼らは、帝国の通商上の利益を理由に、本国議会による外的規制を便宜として受け入れはしたもののは、原則としては、植民地における本国議会のあらゆる立法権を否認するに至ったのである。保守的勢力が植民地議会の優位を占めていたペンシルヴェニアとニューヨークを除いて、彼らは、あらゆる立法権を各植民地議会に帰属させるようになつたのである。「同意による統治」の観念は、アメリカ的環境においては、税収を得るための課税という限定的な問題においてであれ、それがひと度用いられたならば、その論理的帰結として

の主権の主張にまで行きつかねばならなかつた。今や、本国議会の主権の主張と植民地議会の主権の主張とが正面から対立することとなつた。そして、論争のこの文脈において、各植民地を、被治者の同意を体現すべき議会を持つた、母国とは別個の独立的政治体と見なす、個別植民地独立国家論が、植民地における本国議会の全ての権力を否認するための理論的根拠として、ますます多くの著作者たちを引きつけることになるのである。

以上のように、植民地の政治的著作物における理論的な議論が、この時期には更に深化していく。しかし同時に、プラグマティックな様式の議論も新たな活力を得て、論争の大きな部分を占めるに至つた。例えば、一七七四年にボストンが通商ボイコットを呼びかけた時、通常的抵抗戦略の実践的有効性に関する議論が再開されたが、この議論は大陸会議による「大陸連盟」の形成の気運が高まる中で、更に激しく展開されるようになつていい。しかし、プラグマティックな様式の議論において、より重大な論争が、一七七三年以降に起つたのである。一七六〇年代においては、抵抗の著作者たちは、印紙法やタウンゼント諸法といった特定の議会制定法の現実的無効性（実践的に機能しない事）をしばしば主張した。

しかし今や、論争の主たるテーマは、イギリス本国からのアメリカ植民地の完全分離が実行可能か否かという議論の方向に、徐々にではあるが動きつつあつた。分離・独立は、ボストンにおいては、すでに一七七三年秋には、次第に論題となりつつあつた。いくらかのラディカルな著作者たちが、とりわけ新聞エッセイにおいて、独立を公然と提唱し始めていたのである。<sup>(2)</sup>

これに対し、ロイヤリストの著作者たちは、抵抗運動の主導者たちが独立を目指しているのではないか、との疑念を一層深めていったが、この疑念は今回は根拠のないものではなかつた。彼らにとつて大陸会議は、「巨大なアメリカ共和国」を樹立しようとする「ニュー・イングランドの共和主義的徒党」によつて開催された、憲法的正当性を持たない組織に他ならなかつた。他方、抵抗運動の陣営内にあつても、穏和派の著作者たちは、大陸会議を支持はしたが、母国との平和的な妥協を模索し、独立を恐れていた。これら両陣営はともに次の様な主張を展開している。即ち、植民地間の利害が対立しているために、イギリスへの服属によつて得られる利益は、分離・独立がもたらすであろう利益を上回つてゐる。あるいは、独立したならば、幼弱なアメリカは、イギリス

海軍による通商の保護を失つて、フランスやスペインといった外敵の餌食となつてしまふであろう。更には、武力闘争ともなれば、イギリス軍が植民地を易易として征服することになるであろう、等の主張である。

これに対して、例えばボストンのラディカルな著作者たちは、植民地が今や「アメリカ共和国（"AMERICAN COMMONWEALTH"）」という「一個の独立国家を形成する」だけの十分な能力を持つてゐる、と応酬してゐる。ニュー・ヨークやフィラデルフィアにおいてさえ、アレグザンダー・ハミルトンやチャールズ・リーが、アメリカの「ヨーマン民兵」の戦闘能力を強調し、総力戦においては植民地側がイギリス正規軍に優るであろうとの観測を提示してゐる。<sup>(5)</sup> 植民地人のますます高揚しつつあつた自意識は、次第にその頂点に達しつつあつた。後にトマス・ペインが『コモン・センス』において提起した独立論のプラグマティックな側面は、何らペインの独創によるものではなく、一七七三年のボストンから始まつた以上のような議論の諸要素を、効果的に集大成したものと見なされるべきである。

危機の以前の段階から持ち越されて來た主題も、依然として論じられ続けている。例えば第一に、「廷臣によ

る陰謀」の観念は、依然として植民地の抵抗の著作物に幅広く見られる。しかしながら、そのニュアンスは変化して来ている。というのは、ボストン以外の地域においてさえ、国王はもはや「イギリスによる專制」とは全く無関係の存在とは見られなくなつていたからである。国王が植民地の諸請願を無視した事が、国王が本来持つていると植民地人が見なしていた国王の慈愛に対する幻滅感を生み出し、この幻滅の故に、ボストンを中心とするニュー・イングランドの多くの著作者たちが、国王を非難し始める様になつていて。ニュー・イングランド以南の植民地においてさえ、多くの著作者たちが、主に通商ボイコット連盟の必要性を読者に対して説得しようとして、国王への請願が無効であつたことを強調し始めている。中には、ニュー・イングランド以南においては今まで例外的ではあるにせよ、直裁に国王を批判する者も現れていて。<sup>(6)</sup> 第一に、「平時における常備軍」批判の主題も、本国議会が軍隊宿営法を再起させようとしたこともあって、さかんに論じられ続いている。この点ではとりわけ、ロイヤリストと抵抗陣営内穏和派が、イギリス正規軍（常備軍）の優勢を強調したのに対し、強硬抵抗派の著作者たちが、常備軍に対する「共和主義」的対抗

概念であつたヨーマン民兵の概念をもつて応酬している事が注目に値する。

植民地の抵抗のイデオロギーの中心舞台に、いくつかの重要な新しい主題も現れている。第一に、「公徳心（public virtue）」の観念が、一七七三年以前にも散見されはしたが、今や全植民地において抵抗の著作者たちによつて提起される中心主題の一つになつていて。「徳」はしばしば国民的な「腐敗（corruption）」の原因たる「奢侈（luxury）」と対置され、時には旧世界の腐敗に対する新世界の廉潔の観念として対置されている。「公徳心」の観念は、もちろんのことながら、いわゆる「共和主義」の言語の重要な構成要素である。しかしながら、この観念は、一七七四年以後の植民地の著作物においては、本国・植民地間の緊張が高まりゆく中で、抵抗運動のための植民地内の求心力を求め、全植民地的な「愛国心（patriotism）」を要請するための観念であつたとして理解されるべきである。<sup>(8)</sup> 第一に、アメリカこそが、キリスト教の神がその摂理を実現するための選びの場であるとする默示録的な信念が、特にニュー・イングランドにおいて、しかしが、ニュー・イングランド以外の植民地においても、突然表出するようになつていて。神が自らの側

にありとする信念は、旧世界の腐敗に対する新世界の徳の觀念と同様に、抵抗のアジテイションとしての効果を持つ。更にこの默示録的信念は、反政府的な本国のラディカルな著作者たちによっても表明された、アメリカを「自由の避難場所 (asylum of liberty)」と見なす觀念によつても補強されている。第三に、宗教的悔悟の主題が、これもまた特にニュー・イングランドにおいて、突然にも広く見られるようになつてゐる。多くの著作者たちが、植民地の道徳的墮落に対する悲嘆を表明し、「万人的な悔悟と改心 (universal repentance and reformation)<sup>(9)</sup>」を訴えかけている。

これら三つの新しい主題はいづれも、空前の危機を向かえた植民地人が、抵抗の統一戦線を維持する必要性に刺激されて表出したものであつて、實際これらの主題は、植民地の抵抗の意識の中では相互に関連性を有していた。即ち、神の摂理の場としてのアメリカが道徳的に退廃しつつあり、イギリスによる抑圧は、植民地人を罰するための神の業に他ならないのであるから、腐敗したオールド・イングランドによる專制に抵抗しつつも、植民地人は悔悟と改心を通じて、彼らの父祖たちの本来の純粹性を回復しなければならないのである。公徳心の要請も、

この宗教的改心プログラムの一貫として理解され得るものである。<sup>(10)</sup> そして恐らくこれらの觀念の背後には、イギリス領北アメリカが、単にイギリス的世界の辺境的延長に過ぎないのではなく、それ自身の歴史を持った独自の存在であるとする、アメリカ的センティメンツの生起を見取することもできるであろう。

この時期の論争において、特筆すべき新しい現象は、危機の時代に入つて以来初めて起つた、ロイヤリストの著作者たちによる大規模なカウンター・オフェンシヴである。抵抗陣営が妥協派から徹底抗戦派まで、幅広いスペクトラムに分かれつつあつた時に、ロイヤリストによる反論が、一七七四年以後、とりわけニュー・ヨークとボストンにおいて多く現れるようになつてゐる。彼らは、抵抗陣営内妥協派とともに、分離・独立が植民地にもたらすであろう諸困難を強調する、という戦術をしばしばとつてゐる。しかしロイヤリスト独自の主たる論題は、「大逆罪と反乱」や「ウイッグによる專制」であった。ロイヤリストでさえも、本国議会と国王廷臣が植民地を抑圧しつつある、としばしばある程度までは認めてゐる。しかし彼らにとっては、本国議会権力は至高のものであつて、これに対する抵抗は、「大逆罪」にあたる

ものであつた。大陸会議もまた、彼らにとつては、正当性の根拠を持たず、植民地を代表し得ない組織であつて、むしろ自己利益を追求する「ウイッグ」のための单なる手先に過ぎなかつた。彼らはまた、抵抗運動の扇動家たちが民衆を扇動して、政治的立場を異にする人々に対し専制支配を行おうとしている、と批判した。イギリス本国が植民地を抑圧しつつあるとするのであれば、植民地の地方委員会は「より危険な圧制者」に他ならないのであり、抵抗陣営による愛国心の高揚が、多くの植民地人を誤導しているのであつた。また、ロイヤリストの著作物を印刷する業者が少なかつたことを反映して、ほぼ全てのロイヤリストのパンフレットには、出版の自由の主張と「アメリカの印刷業者」に対する批判が含まれてゐる。ロイヤリストの中には、通商ボイコット連盟の背後に、植民地商人たちの商業的利益の追求を見る者もいた。<sup>(12)</sup>

以上の様な論争のコンテクストの上で、植民地の多くの著作者たちが、一七七三年以後も、ロック的政治的言語を用い続けている。例えば、あるロイヤリストによる証言を見てみよう。『退役軍人からボストン駐屯軍の将校への手紙』は、イギリス正規軍が反逆的な植民地人に

対して、敏活さと威儀をもつて対処するように要請するためには書かれたパンフレットである。匿名の著者は、「北アメリカの住人」の政治原則を「共和主義」であると批判し、とりわけジェイムズ・ハーリントンとジョン・ロックを挙げて、「強情で手に負えない」植民地人の政治的思考の二つの源泉をなしている、と観測している。<sup>(13)</sup>

著者にとつて、「ハーリントンのオシアナ」は「国家のあらゆる秩序が解体した時に」書かれた「実行不可能なシステム」に過ぎない。同様に、「ロック氏の統治に関する論考」も、革命の熱狂の中で書かれたものであつて、「ユートピア的」であり、もしも実行に移されたならば、「恒久的な無政府状態」をもたらすであろう。そして、植民地人がロック政治学を実践することをイギリス本国が見過ごしてしまふならば、植民地人は「すぐにロック氏の大砲を彼らの主人に向けて」、「源初の契約が破られた」のであるから、彼らは「あらゆる忠誠義務から解除された」と主張するであろう、と著者は警告している。<sup>(14)</sup>

しかしながら、ロイヤリストが常にロックを敵視していた訳ではない。しばしばロイヤリストの著作者たちは、前章で検討したウイリアム・ノックスと同様に、彼ら自身の政治的言語の源であつたロックが、抵抗の著作者た

ちじよつて誤用せられてゐる見なしてゐる。そして彼らがロックを問題とする場合も、ロックのどの部分を批判するべきか、あるいは少なくともロック政治学についてのどの様な解釈を批判の標的とするべきかを、彼らはよく認識していた。従つて、ロイヤリスツによるロック批判は、「反逆的な」植民地のイデオロギーにおけるロックの重要な性を、むしろ逆に証明するものと見なされるべくである。

さて、以下の各節では、危機が加速的に深まつてゐた、茶法制定からネシンメント・コノードまでの期間について、植民地の著作物に表出しつゝあるロック的語彙の側面を順次検討してゆきたい。

- 註  
 (1) Benjamin Franklin, *The Cases Of The Present Distractions In America Explained* (New York, 1774), 5.  
 (2) リンカーンは、例へば次の史料を見られた。  
 "Steel," in *Massachusetts Spy*, September 9, 1773; "The Dialogue between the BRITONS and AMERICANS," in *Massachusetts Spy*, October 7, 1773; "Z," in *Boston Gazette* (reprinted in *Pennsylvania Chronicle*, November 8, 1773). など、"Look-Out," in *Essex Gazette*, October 19, 1773 が、次のような興味深い観測（なまけ出張）を提起してゐる。

(15) 眼ち、「八年前には、人々が一個の独立の政府を支えにはおと頃年がかかるであつた」と記されている。しかしの時間はその後、人々の心の中で不斷に短縮され、……〔今では〕多くの人々が五年以内に独立の国家（commonwealth）となるであつたからだ。

(16) Thomas Bradbury Chandler, *What think ye of the Congress Now* (New York, 1775), 30; *The Triumph Of The Whigs* (New York, 1775), 8.

(4) "Z," in *Boston Gazette* (reprinted in *Pennsylvania Chronicle*, November 8, 1773).

(17) Alexander Hamilton, *A Full Vindication Of The Measures Of The Congress* (New York, 1774), esp. 13; *The Farmer Refuted* (New York, 1774), esp. 70-74; Charles Lee, *Strictures On A Pamphlet Entitled, A "Friendly Address..... (Philadelphia, 1774)*, 6ff. 最後のチャールズリーのパハーナムは一七八四年十一月から一七八五年一月にかけて、*South Carolina Gazette, Connecticut Gazette, Massachusetts Spy* 上で公表された。

- (18) リンカーンは、いつか次の史料を参照された。  
 Philip Livingston, *The Other Side of the Question* (New York, 1774), 16; Thomas Jefferson, *A Summary View Of The Rights Of British America* (Williamsburg, 1774), 16ff.  
 (19) リンカーンは直截な例として、次のペハーナムを記した。Anon, *No Standing Army In The British Colonies* (New York, 1775).

トの參照されたる。Isaac Story, *The Love Of Our Country Recommended And Enforced* (Boston, 1775).

(9) ハリス頓が第11回論文の宗教的な主題を典型的に示すトの參照されたる。Peter Whiteney, *The Transgression of a Land punished by a multitude of Rulers* (Boston, 1774); Israel Holly, *God Brings about his holy and wise Purpose or Decree* (Hartford, 1774); William Tennet, *An Address, Occasioned By The Late Invasion of the Liberties* (Philadelphia, 1774).

(10) ハリス頓の主題の相互関連性を明瞭に示してゐる例として、次のペハトムシトを參照されたる。Samuel Williams, *A Discourse On The Love of our Country* (Salem, 1775).

(11) “ハヤシタ・ム・グリーハ”、モーリス・ノットクベトウリスコトハリス頓が道德的衰弱と懲罰・改心の主題を、植民地人のトマホークイテスルの11回のモードの10セント版のトコロ。Jack P. Greene, "Search for Identity: An Interpretation of the Meaning of Selected Patterns of Social Response in Eighteenth-Century America," *Journal of Social History*, III (1970): 191-205, 218-220 (later in *Imperatives, Behaviors, and Identities: Essays in Early American Cultural History* [Charlottesville and London, 1992].

なれば、本體で挙げた11回の主題に加へて、植民地の著作物に常に現れてはいたある、一七七四年以後になつて特に明瞭になつた論題として、反奴隸制論がある。反

奴隸制論は、明らかに植民地人の自然権の強調の副産物として現れたものである。ジョン・アレンが主張しているように、アフリカ人の自然権を侵害しつつ、同時に植民地人の自然権を強調すべくもは明らかに矛盾してゐる（John Allen, *The Watchman's Alarm to Lord N.....* [Salem, 1774], 25-30）。トマホークベトウリスコトハリス頓のウールズはの矛盾を指摘した上で、大陸會議に対する

奴隸制の廃止を訴へてゐる（Richard Wells, *A Few Political Reflections* [Philadelphia, 1774], 80-85）。ハリス頓や、とりわけロックの『統治論第一論文』が、アフリカ人とイギリス領北アメリカ植民地人の自然権的平等性を強調するに際して、明示的に用ひられた例として、次の史料を参照されたる。“Observations on Slavekeeping,” in *Providence Gazette*, December 18, 1773; “Q. X. Z.” in *Connecticut Gazette*, January 21, 1774.

(12) ハリス頓が著した重要なロイヤリティストの著作者としては、ボスマンのハム・メイン（John Mein）、フライドナルフイヤのハム・ブランカー（John Drinker）、トマス・ブレードバリー（Thomas Bradbury Chandler）等が挙げられる（Samuel Seabury）等が挙げられる。

(13) Anon., *A Letter From A Veteran, To The Officers Of The Army Encamped At Boston* (New York, 1774), 6.

(14) Ibid., 7-11.

(15) “ハヤシタ・モシタード”、ローマン・スカルムのロッ

クの importance を指摘してゐる。Janice Potter, *The Liberty We Seek : Loyalist Ideology in Colonial New York and Massachusetts* (Cambridge, Mass., 1983), 85-88.

## (11)

一七七三年以後においても、「同意による統治」とりわけ「同意による課税」という、イギリス憲制の伝統的な観念が、植民地人の抵抗の議論の論理的前提出り続けた。従つて、これらの観念のロックによる自然権的表現も、植民地の著作物の中に表出し続けている。イギリス憲制の歴史的言語とは区別されるべき、自然権論的言語による「同意」の概念を植民地人が使用する際に、ロックは明示的にも默示的にも、依然として彼らにとつて最も重要な思想的源泉であり続けたのである。但し、この点で留意しなければならない事は、本国政府筋や植民地ロイヤリストの著作者たちも、「同意による統治」の観念によつて立つていたことであつて、彼らと抵抗の著作者たちの相違は、ロイヤリストが、実質的代表理論を媒介として、植民地人の同意を体現する政治制度が本国議会である、と見なしたのに対しても、抵抗の著作者たちは、危機が深まるにつれますます明確に、それを植民

地議会（ないし植民地会議）に置き換えていつたことである。

一七七三年以後も、植民地の抵抗の著作者たちが「同意による統治」の観念を自然権論に基づいて表現しようとした時、ロックが立法権力を至高の権力としつつもその受託性を強調し、そこから立法権力を抑制する四つの原則を提起した『統治論第一論文』の第十一章に、植民地人の関心が収斂していつたのは当然のことであつた。というのは、国王廷臣による陰謀の観念がいまだ根深く残つてゐたにせよ、また一七七四年以後は国王自身を批判する新しい傾向が現れたにせよ、危機のこの段階に入つても、植民地の抵抗の制度的対象はいまだに本国議会であつたことに変わりはないからである。

この点で、植民地人の関心が依然として第十一章に向かつてゐたことを示す一例として、一七七三年暮れの『ニューヨーク・ジャーナル』に現れた「アメリカナス」のエッセイを見てみよう。<sup>(1)</sup>著者は、自然状態の概念を起点にして自然権論に基づく政府論を開拓し、その前提に立つて、本国議会は植民地の同意を代表していない故に、植民地人を拘束するいかなる法をも制定する正当性を持たない、と宣言する。そしてこの主張を補強する

ために、著者は、ロックが立法権力抑制の一般原則を提示した第十一章一三四節を引用して、次のように述べている。

この点において私は、ロック氏（「その英知を広く認められた」人物）の権威によつて支持されているのであるが、彼は立法権力について、次のように言つている。即ち、「公衆が選出し任命した立法権による承認を受けていなければ、それ以外のいかなる人のいかなる布告も、それがいかなる形式で裏付けられてゐるにせよ、法としての効力も拘束力も持たない。」といふのは、この承認なくしては、法はそれが法であるために必要なもの、即ち社会の同意を持ち得ないからである。社会自身の同意によらずして、そして社会から受けた権威によらずして、誰も法を制定する権力を持ち得ないのである。

上記引用文の背後に隠されている議論の前提是、「公衆が選出し任命した立法権」が、植民地においては本国議会ではなく、植民地議会であり、後者こそが植民地の「社会の同意」を体現している、とする主張である。

不朽の名声を持つロックが述べているところでは、社  
著者は次のように述べている。

会における人間の自由とは、同意によつて国家の中に設立された立法権以外の、どの様な立法権力の下にもないことであり、また、与えられた信託に従つて立法権が制定する以外の、どの様な意志にも支配されず、どの様な法にも拘束されることである。同じ著者が述べているように、統治における人間の自由とは、社会の中で選出された立法権力によつて制定され、その社会の全ての人々によつて共通に遵守されるべき確立した規則を持つことである。

ここにおいてもまた、明示されていない議論の前提是、植民地人にとっては植民地議会こそが「同意によつて國家の中に設立された立法権」に他ならないとする、植民地における本国議会権力の否認である。

上記引用に続いて著者は、同意の概念を本国議会による課税の問題に限定して適用し、ロックが立法権力抑制論のうち課税に関する第三原則、即ち、「最高の権力といえども、いかなる人からも、彼の同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも取り上げることはできない」、とする命題を提起した第一三八節を広範に引用している。そして著者は、同節こそが、「金文字で書かれるべきで

あつて、全ての人々の心の中心に埋め込まれるべきである」と主張している。しかもこの引用文中で著者は、今や植民地の著作物に広く流布するようになつた、ロックの所有権に関する一文、即ち、「<sup>(4)</sup> というのは私は、私の同意に反して、他人が好むままに、私から正当に取り上げることができる物について、本当には何の所有権も持つていなかからである」という文章を、あえてイタリック体で明記し、強調している。

以上のように、レキシントン・コンコードの前夜に至つても、植民地人はロックの立法権力抑制論の中でも、特に有名な課税に関する第三原則にこだわり続けていた。一七七四年には、植民地人の議論の対象は、単なる課税問題から本国議会の立法行為全体へと、明らかに拡大していた。しかし植民地人は、彼らが彼らの同意を体現していないと考えた本国議会制定法による課税を、論争の中心主題と見なし続けた。実際、ロックの第三原則は、この時期の植民地の著作物の中に、より一層広く現れるようになつてゐる。

例えば、『統治論第二論文』から九個の節が抽出され、「統治について」という表題の下に、少なくとも植民地の三誌の新聞に掲載されている。これら九個の節の抽出

の仕方は、植民地人がロックの政治論のどの局面に最も直接的な関心を持つたか、を示すものとして興味深い。きわめて印象的なことには、最初の六節は第十九章「統治の解体について」からの抽出であり、最後の三節は、正にロックが課税と同意の関係について、立法権力抑制の第三原則を提起した一三八節から一四〇節にあたつている。これらの節を選択した著者（ないし印刷業者）は、この記事に前文を付して、「ロックの威儀と名声が、あまりにも重大なる権威を持つてゐるために、政治と統治に関するあらゆる論題において、彼の議論はいやおうのない説得力を持つてゐるように思われる」と述べている。同じ時期にロンドン誌の『パブリック・レジャーリー』が、「J.L.」のイニシャルを付して、同様に一三八節から一四〇節までの三節を引用して、記事として掲載しているのであるが、この記事が更に一七七五年初頭の『ペンシルヴェニア・パッケト』にリプリントされている。<sup>(5)</sup>

一七六六年三月三日に行われた本国議会における「宣言法についてのキャムデン卿の演説」は、危機のこの段階においても再び注目されるべき重要性を持つていて、前章で検討したように、宣言法を批判したこの演説を締

めくくるにあたつて、キャムデンはロックの第三原則を引用・説明し、しかも一四〇節から所有権に関する一文を抜き出して強調していた。そして、一七六七年から翌年にかけて、非常に多くの植民地の新聞がこの演説を印刷した事実を考慮するならば、同演説が、論争のこの局面におけるロックの議論の有効性を、タウンゼント論争期においてすでに、植民地人の間に広く浸透させる中心的な役割を果たした、と見なされるべきであつた。<sup>(6)</sup>今や六年後の一七七四年に至つて、本国政府と議会とが、「あらゆる場合において」本国議会が植民地に対して立法権を持つとする宣言法の原則を、「強圧的諸法」の制定によって実行に移し、そのニュースがアメリカ植民地に届き始めた一七七四年五月から六月にかけて、キャムデン演説が再度にわたつて、初めはロンドンの新聞誌上に登場し、そこから更に少なくとも植民地の四誌にリプリントされ、またパンフレットの付録としても印刷されている。<sup>(7)</sup>

者たちの間でロックの第三原則がいかに広く注目されたいたか、を例示するものと見なすことができる。第一回大陸会議に宛てた『ヴァジニア人からの手紙』の匿名の著者は、「課税という論題について、我々の弁護者たちによつて、ロック氏の権威が、あらゆる他の権威に優るものとして広く引用されている」と証言している。

「我々の弁護者たち」即ち抵抗の著作者たちにとつてと同様、ロイヤリストの著者にとつても、ロックの政治論は、「最もすばらしい理論であり、人類の不可譲の権利の最も壯麗なる主張」に他ならなかつた。しかしながら、この著者の観点から見るならば、植民地の抵抗の扇動者たちが、『統治論第一論文』一四〇節の特定部分を引用しない事によつて、ロックの第三原則を意図的に歪曲しているのであつて、彼は次のように主張している。

これは、実質的代表理論に、ロック的な多数決原則を適用することによつて、同理論にロック的な権威を付与しようとする試みに他ならない。なるほどロックは、臣民個人が、特定の政治社会の形成に参加するか否か、またはその社会から移住して出るか否かの判断を、個人の自由意志に帰属させてはいる。しかしロックは、統治の設立という最も基本的な決定を含めて、政治的決定の手続きについて、究極的には多数決原理に依拠せざるを得なかつた。従つて、課税が同意に基づかねばならないとする時、その同意は多数者の同意である、と指摘するこ

うか？「即ち、彼らかまたは彼らによつて選ばれた代表者たちによつて与えられる多数者の同意」のことである。我々はイギリスの共同体 (the British Community) の多数者を構成しているのであろうか？我々はこの共同体の一部なのか、あるいはそうではないのであろうか？もしも我々がこの共同体の一部であり、しかし代表されていないとするならば、我々は、「イギリスにおいて多くの富と人口を持つタウンの人とともに、多くの謄本所有農と同じ状態にあるのではないかだろうか。<sup>(8)</sup>

とにおいて、著者の論理はロック的な根拠を持っていた。しかしこの著者の主張の問題点は、植民地におけるイギリス臣民の利害があまりにも異質であるために、同意・代表を論じる際に、両者を同一には論じられないとする、一七六四年以来繰り返されてきた抵抗の著作者たちの議論に、正面から向き合つていらない事である。しかも、次節で検討するように、一七七四年の時点では、すでに多くの植民地著作者たちが、植民地独立国家論を唱え始めていたのであって、個別植民地を「イギリスの共同体」の一部とは見ななくなつていた。実質的代表理論に基づく多数派支配の議論は、自らを同質的な「イギリスの共同体」

の一部と見なし続けたロイヤリストの間では有効であつたとしても、抵抗の著作者たちの議論に対する返答としては、的はずれであつたと言わざるを得ない。<sup>(9)</sup>

ロックの課税と同意に関する第三原則が提示される時、ロックからの引用は、ほとんど必ず、一三八節または一四〇節における所有権に関する一文を含んでいた。例えば、自らを「本国議会の古くからの議員」として、『ヴァジニア・ガゼット』にエッセイを寄稿したイギリス本国の著者は、ロックの第三原則を持ち出して、こ

れを「我々の憲法の基本原則」であるとしている。<sup>(10)</sup>そして著者は、一四〇節の所有権に関する文章を引用しつつ、所有権と同意の論理的関連を強調して、次のように述べている。

所有の觀念そのものが、所有者の直接の、または間接の同意によつて「のみ」それを与える排他的な権利を含意している。というのは、ロック氏が言つてゐるようには、私は、他人が好むままに、他人が取り上げてかまわないものについて、いつたいどんな所有権を持ち得ると言えるのだろうか？

第二章第一節で検討したように、タウンゼント論争の段階において、すでに多くの著作者たちが、立法権による課税に関するロックの第三原則の中から、一三八節または一四〇節における所有権に関する一文を取り出して強調し、「同意なければ課税なし」とする「アメリカの原則」の補足的なスローガンとして用いるようになつていた。そして、この様な事態は、茶法制定後も変わらなかつた。これらの文章は、しばしばその出典を示す脚注さえ省略されて、あるいは表現上の若干の変形を受けつ

つ、きわめて繁茂に引用されたのであって、統計的に見るならば、ロックのみならず、植民地人にとってのあらゆる政治思想的古典の中でも、最も引用頻度の高い文章であったことに、恐らく間違はないであろう。しかも、これらの文章は、政治的著作物に現れているのみならず、公的文書においてもしばしば引用され続けている。例えば、ボストンのタウン・ミーティングは、茶法に抗議した一七七三年十一月五日の決議の第一項において、これを引用している。<sup>(12)</sup> また、一七七三年十二月二七日にフィラデルフィアで開かれた集会は、茶法に反対するその第一決議でこれを用いていて、この決議はただちに、<sup>(13)</sup>

ラデルフィアの四誌の新聞全部に掲載されている。更にロンドンにおいては、ジョン・ウイルクスが、植民地の権利を擁護した一七七五年一月の本国議会での演説においてこれを引用し、この演説が少なくとも植民地の五誌の新聞に印刷されている。<sup>(14)</sup>

この時期のニュー・ヨークにおいて、最も活発に論戦を張ったロイヤリストのトマス・ブラッドバリー・チャンドラーが、ロックの所有権に関する文章を取りあげて、それをことさらに論駁せねばならなかつたことは、この特定の文章が、植民地の著作物にいかに広く遍在してい

たかを示す指標と見なすことができるであろう。チャンドラーはロックの権威に挑戦して、次のように述べている。

「もしも本国議会が、我々の同意なくして、我々から一ペニーでも取り上げる権利を持つとするならば、本国議会は我々から我々の全財産さえをも奪う権利を持つことになる」とする議論について言うならば、ロックのように偉大な人物がこの議論の考案者ではあるのだが、私には根拠薄弱な詭弁のように見える。<sup>(15)</sup>

ここでチャンドラーが述べようとしていることは、植民地人の財産のうちの、「理にかなつた」小さな部分を、税として取得する権利を本国議会に是認したとしても、その事がただちに、植民地人の全財産権の放棄を意味する、とするのは短絡に過ぎる、という主張である。しかしこの主張は、財産権の一部分に対する不当な侵害を許容することは、論理的に全財産権の放棄を導くとする、多くの植民地人が抱いていたロック的なセンティメンツに対しても理解を欠く主張であつた。

ニュー・ヨークにおけるチャンドラーの論敵であつた

フィリップ・リヴィングストンは、この点でのチャンドラーのロック批判に対し、それが「意味をなさない」として反批判することを怠つていな<sup>(16)</sup>い。

以上、我々は、『統治論第一論文』第十一章「立法権力の範囲について」においてロックが提示した、課税に関する第三原則や、所有権に関する文章が、植民地の著作物の間でいかに広く流布していくかを見てきた。ところで、植民地の著作者たちが、自然権論に基づく政治論を展開する時、個人の自然権としての財産権の観念が、ほとんど必ず政治権力の必要性とその限界を説く際の鍵概念となっていた。<sup>(17)</sup>政治論の中心軸に個人の所有権の保全を置くこと自体は、もちろんのことながら、とりたててロック的である訳ではない。しかしながら、著作者たちが、ロックの所有権に関する一文や、課税に関する第三原則を引用する時、彼らは、個人の財産権の不可侵性を強調した所有権論者としてのロックを頭に置いていたはずである。実際、茶法制定後の段階で、ロックの所有権論を明示的に援用した二つの例を見出しができる。

すべて人間は、彼自身のパーソンにおいて所有権を有している。これについては彼以外の何者も、いかなる権利も持つていらない。彼の身体の労働や彼の手の働きはまさしく彼自身のものである、と言つてよいであろう。

ロックはファイルマーの王権神授論を論駁するために、『統治論第一論文』第五章「所有権について」において、

きわめて個人主義的な所有権論を展開している。ファイルマーの議論の基礎は、「神が世界を、アダムの他の全ての子孫を排除して、アダムと彼の直系の後継者に与えた」、とする命題にある。これに対してロックは、「神が世界を、アダムと彼の子孫に共通に与えた」という逆の命題を立論の前提としている。ロックにおいて、自然法の基本的要請は人間の自己保全であり、従つて、共有物として与えられた世界は、個人の自己保全のために、何らかの仕方で個人によつて占有されねばならない。

ロックによれば、共有物を私的占有物に転化する契機は、一七世紀の多くの理論家たちが唱えたような他者の同意ではなく、共有物に対する個人の労働の付加であつた。

というのは、個人は彼のパーソン、従つてパーソンの働きとしての労働に対して、絶対的な支配権を持つてゐるからである。この点について、第五章二七節で、ロックは次のように述べている。

う。従つて、自然が提供し自然のままに放置した状態から彼が取り出した物は何であれ、彼はそれに彼自身の労働を混入したのであり、彼自身の何物かを付加したのであるから、それによつてその物を彼の所有物とするのである。

以上のように、ロックは第五章の冒頭部分で、労働＝所有権論を展開している。ロックの議論は、ロックによれば自然状態においてすでに生起していたとされる市場社会の出現を説明する段階に入ると、きわめて複雑な様相を呈するようになる。しかし本稿の目的にとつては、労働の契機が私的所有権の基礎として強調されていることを確認しておけば十分である。

ロックの労働＝所有権論が明示的に使用されている第一の例は、本国議会の課税に対する抗議ではなく、「アフリカ人を奴隸化する」不正な貿易に対する弾劾として現れている。『コネクティカット・ガゼット』に「Q. X. N.」のイニシャルでエッセイを寄稿した著者は、三点においてロックを援用している。第一に著者は、このエッセイの導入部分で、個人が自由に意見を表明する権利を弁明するために、『寛容書簡』の一節を引用してい

る。第二に彼は、人間の生來の平等の観念を強調する目的で、ロックの権威を引き合いに出し、この観念に立て、「全ての人間がこの様に生まれながらに平等であるとして、アフリカ人はこの全ての人間の中に含まれていないのであろうか?」、という疑問を提起する。第三に著者は、第二点を補強するためにロックの所有権論に依拠して、アフリカ人も人間として彼自身のパーソンに対する自然権を持つており、従つて、彼らの労働の所産は彼ら自身の所有物であり、それに対しては奴隸の所有者を含めて他の誰であれ、何らの権利も主張し得ない、と議論している。著者はロックの二七節を引用しつつ、次のように述べている。

すべて人間は、彼自身のパーソンにおいて所有権を有している。彼の身体の労働や手の働きは、まさしく彼自身のものであつて、これに対しても彼以外の誰も権利を持つていかない。従つて、すべて人間は、彼自身のパーソンと、彼自身の行為及び労働、そしてまた、彼が彼の労働によつて誠実に獲得したものに対しても自然権を持つていて（あるいはその所有者であつて）、これが我々は所有権と呼ぶのである。従つて、確かに誰

であれ、他者のパーソンあるいは所有物に対し権利を持つことになる。

第二の例は、モーゼス・マサードの『公平なる世界に対するアーメリカの訴え』である。一七七五年四月、レキシントン・コンコードの直前にハートフォードで出版されたこのパンフレットは、ある点でわめて興味深い論理を含む著作物である。マサードは、彼の思想的源泉がロックにあることを明記してはいない。しかし彼は、ロック

の所有権論を強調した自然権論的政治論を展開しているのみならず、次節で詳しく検討するように、独立諸国としての諸植民地と、植民地に対して臨戦状態をとることで植民地との契約を破りつつあるイギリス国王との間での統治契約の概念を導くために、ロックの移住の自然権の観念を提起しているのである。

モーゼス・マサードは、イギリス臣民の権利と特権を中心とする歴史的言語を一切語らず、もっぱら自然権論の言語で彼の議論を組み立てている。マサードは、このパンフレットの第一節「人間としてのアメリカ人の自然権」において、彼の議論の一般的前提を説明しているのであるが、ここにおいて彼は、統治の下においてさえ人間は自

己の所有物に対する絶対的な支配権を持つと主張するために、ロックの労働ノ所有権論を提起している。ロックの第二七節を投影させつつ、マサードは、私的所有権の起源が、「人間は、彼自身、彼の力能、及び能力において絶対的な所有権を持ち、[これらに對して] 支配権を持つ」という事実に存するとし、従つて、個人は彼のパーソンの労働によって獲得した物に對して支配権を有する、と主張している。

人の能力の使用と適用によつて獲得された物は何であれ、それによつて獲得がなされた能力と同じく、その人の所有物である。そして人は、彼自身の明示的または默示的な自發的行為または同意によらずしては、彼の絶対的な所有になる物を、剥奪されることはない。明示的に、というのは、彼または彼の代理人による現実の贈与、売却、あるいは交換のことであり、――默示的には、人が統治の下に入り、その統治から利益を得る際に、彼がその統治の法に従うことに、暗黙のうちに同意するような場合である。<sup>(19)</sup>

うなロック的所有権論が、マサーにおけるロック型の植民地独立国家論の前提になつてゐる可能性を示唆する。マサーの移住論や独立国家論については次節で検討する」とし、ハハでは次の点に注目しておきたい。即ち、彼はこのパンフレットの第一節の冒頭にして上記引用文の直後で、北アメリカ大陸への入植者の移住について論じてゐる。そして、そこで彼は、植民地の最初の定住とその後の発展が、イギリス本国政府によつてなされたのではなく、移住者たちの独力の営為によるものであつたとする、抵抗の著作者たちがほぼ一致して提起してきた主張を繰り返してゐる。しかもマサーの場合、植民者たちは、イギリス国王の臣民として移住したのではなく、イギリス臣民であることを放棄したロック的移住者に他ならなかつた。ハハに見え隠れしている論理は、北アメリカの土地が、「購入され征服された」自然状態において、彼らの「能力の使用と適用によつて獲得された」植民地人の所有物である、とする論理であつて、マサーの抵抗の議論は、ロックの労働＝所有権論とロック型の植民地独立国家論の連結の可能性を示してゐるのである。植民地独立国家論は、ある意味では、植民地がイギリス本国と

う国家の所有物であるとする、本国政府筋の一部の著作者たちの主張に対する対抗議論として形成されたものであつた。そして、抵抗の著作者たちが、植民地の定住と発展とは、母国イギリスの援助なしに植民者たち自身の営為と犠牲によつてのみもたらされた、と主張する時、彼らは、植民地が、彼らのみが排他的支配権を持つ彼ら自身の労働によつてもたらされた彼らの所有物である、と主張していたのに他ならない。従つて、ロック的な所有権論は、ロック的な移住論・独立国家論との間に、潜在的な親和性を持つてゐるのである。しかし、これら二つの論理の関連の可能性は、多くの明確な史料的裏付けを得るまでは、仮説の域を出ないものとして取り扱わねばならない。

## 註

(1) "Americanus" in *New York Journal*, December 16, 1773.

(2) "To the INHABITANTS of the MASSACHUSETTS BAY," in *Massachusetts Spy*, March 30, 1775.

(3) 危機のいの歴史で『統治論第一編文』1111館を用いた他の例もござる。"Poplicola" in Rivington's *New-York Gazetteer*, December 2, 1773 があつ。

(4) *Providence Gazette*, August 20, 1774; *Pennsylvania Packet*, September 19, 1774; *New Hampshire Gazette*, Octo-

ber 21, 1774.

(ω) "J.L., in *Public Ledger*, November 9, 1774; Reprint in *Pennsylvania Packet*, January 16, 1775.

(6) 本稿第一章第一節を参照された。

(7) キヤウトへ演説を再度掲載したロハシへ掲げ *Public Advertiser*, March 25, 1774. リビングストンへ送った憲政報

セ新疆は次の因縁である。 *Massachusetts Spy*, May 19, 1774; *South Carolina Gazette*, May 30, 1774; *New-York Gazette and Weekly Mercury*, May 30, 1774; *Connecticut Gazette*, June 3, 1774. また、題名無しでペハムハ

"A Serious Address To The Inhabitants Of The Colony of New-York (New York, 1774)" も、キヤウトへ演説のやうに、ロハシが引用した最後の部分のみを、付録としてせり加へてある。

なお、この時期より、ロハシの立法権力抑制論のペーパー、立法部は「公布された恒久的な法」と、その権威を周知された裁判官による「権力を行使しなければならない」と、とする第一原則を使用した例としては、次の史料を取るべれだる。“Pepperell” To his Excellency General GAGE, Governor of the colony of the MASSACHUSETTS-BAY” in *Pennsylvania Packet*, July 25, 1774; “J. L.” in *Public Ledger*, November 9, 1774.

(∞) Anon., *A Letter From a Virginian, To The Members of the Congress To Be Held At Philadelphia* (New York, 1774), 24-25.

(ω) ロハシの第一原則によるロイヤリストの対抗解釈

リオラジモー "A New-York Freeholder's" "To the INHABITANTS of NORTH-AMERICA," in *New-York Gazette and Weekly Mercury*, September 26, 1774 を参照された。 憲者は課税の必要性を強調するだる、一因の他の部分を引用している。

(10) "An appeal to the justice and interest of the people of GREAT BRITAIN, in the present dispute with AMERICA," in *Virginia Gazette* (Purdie), April 7, 14, and 21, 1775.

(11) 憲法制定からキハハムハ・ロハムーニーの題題のの引用例として、次に史料を記した。 The "ALARM," no. 5, in *New-York Journal*, October 1773 (reprinted in *Pennsylvania Journal*, November 17, 1773); "A LETTER from the DEAD to the LIVING, G. - G. - le, Esq.; to L. - d N. - h," in *New-York Journal*, June 16, 1774;

an anonymous piece in *New-York Journal*, July 14, 1774 (reprinted in *Maryland Gazette*, July 28, 1774); John Lathrop, *A Discourse Preached, December 15th, 1774* (Boston, 1774), 27. &c &c. *New-York Journal*, July 14, 1774 の記事は、アンドリュー・ティモシーの *South Carolina Gazette* からの転載のやうである。本稿の二ホーホドセ *South Carolina Gazette* が上記の紹介されている。

(12) *The Votes and Proceedings Of The Freeholders and Other Inhabitants Of the Town of Boston* (Boston, 1773), 5.

(13) *Pennsylvania Journal*, December 29, 1773; *Pennsylvania Gazette*, December 29, 1773; *Pennsylvania Chronicle*, January 3, 1774; *Pennsylvania Packet*, January 3, 1774.

- (14) *Essex Gazette*, April 4, 1775; *Massachusetts Spy*, April 6, 1775; *New Hampshire Gazette*, April 7, 1775; *Connecticut Courant*, April 10, 1775; *Rivington's New-York Gazetteer*, April 13, 1775.
- (15) Thomas Bradbury Chandler, *A Friendly Address To All Reasonable Americans* (New York, 1774), 9-10.
- (16) Philip Livingston, *The Other Side of the Question: Or, A Defence Of The Liberties of North-America* (New York, 1774), 12-13.
- (17) リジエイ、抱懸の上の監視の下に立つ、幾次の艦隊  
アンドルズ。Samuel Sherwood, *A Sermon, Containing Scriptural Instructions to Civil Rulers, and all Free-Born Subjects* (New Haven, 1774), 57-58; Gad Hitchcock, *A Sermon Preached At Plymouth December 22nd 1774* (Boston, 1775), 9-12; Joseph Warren, *An Oration Delivered March Sixth, 1775* (Boston, 1775), 6; Dan Foster, *A Short Essay On Civil Government* (Hartford, 1775), 5-17; Anon., *The Middle Line: Or, An Attempt To Furnish some Hints For Ending the Differences* . . . (Philadelphia, 1775), 15-16, 17.
- (18) "Q. X. Z." in *Connecticut Gazette*, January 19, 1774.
- (19) Moses Mather, *America's Appeal To The Impartial World* (Hartford, 1775), 5-6.
- (20) *Ibid.*, 6.